

(平成 28 年 11 月 4 日改定)

M a i ・ T o i 修理見積もりの書き方について

見積りの書き方は内容を二つに分けます。

- 1、**依頼分** 症状回復に必要不可欠で直接的なものは「依頼分」とします。「依頼分」は特別に表記いたしません。

 - 2、**非依頼分** 症状回復に必要不可欠でないがこの機会に修理しておいたほうが良いものを「非依頼分」とします。非依頼分を更に次のように分類したいと考えますので宜しくお願い致します。
 - A 直ちに修理をしないと、**危険**で生命、身体、財産に損害が発生する可能性がある場合。
(例えば、コードの被服が破れて線がむき出しになっている場合など)
 - B 直ちに修理をしないと、突然、**機械が使用不能**になる可能性がある場合。
または、他に何かの外的条件が加わった場合に使用不能になる可能性がある場合。
(ギヤが、著しく磨耗している、ギヤが欠けている)
(コイルが緩んでいる)
 - C 修理をしないと数ヶ月以内に**著しい、機械の能力低下**が考えられる。
(例えば、コンミが研磨すれば直る程度に減っている場合など)
 - D 修理をしないと、**本来の能力が発揮できなくなる**可能性がある場合。
(他社製パーツを使用しているなど)
- 表記無し** その他の場合。

AとBの場合は強く修理をお勧めします。

以上、宜しくお願い致します。